

令和2年度信玄公生誕500年記念事業
信玄公生誕500年記念キックオフイベント企画実施等業務委託仕様書

本仕様書は、信玄公生誕500年記念事業実行委員会（以下「甲」という。）が発注する「信玄公生誕500年記念キックオフイベント企画実施等業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

信玄公生誕500年記念キックオフイベント企画実施等業務

2 業務目的

2021年（令和3年）11月3日に郷土の英雄、武田信玄公が生まれて500年の節目を迎えることから、その功績を次世代に引き継ぐ契機とするとともに、これをフックに、県内観光に注目を集める機会として、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大により大きな影響を受けている県内観光業等の反転攻勢を図り、全県挙げて盛り上げていけるよう、その記念すべき年の始まりにふさわしいキックオフイベントの企画立案、実施等を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月19日（金）まで

4 業務概要

乙は、以下の業務を行うものとする。

- (1) キックオフイベントの企画立案
- (2) キックオフイベント実施計画（スケジュール等）の策定
- (3) キックオフイベントの広報
- (4) キックオフイベントの開催準備及び運営（設営・撤去等含む）
- (5) 実績報告書の提出（来年度事業の提言含む）

5 業務内容

(1) キックオフイベントの企画立案

○企画概要

- ・乙は、信玄公生誕500年という記念すべき年の始まりを盛り上げることできるよう、信玄公生誕500年記念のキックオフとなるイベントを企画するものとする。
- ・乙は、新型コロナの感染状況を踏まえたイベントの企画を提案するものとし、「集客を目的とした通常パターン（以下「Aパターン」という。）」と「新型コロナの

感染拡大防止に最大限配慮したパターン（以下「Bパターン」という。）」を提案するものとする。乙は、A,B いずれのパターンにおいても、新型コロナ感染防止の対策を提案するものとする。

(Aパターン)

- ・企画内容については、信玄公の生誕500年という記念の年の幕開けを県内外に広く周知して、盛り上げるものとし、1年を通して多くの目に触れられようなPR手法を取り入れるなど、効果的な発信を図るものとする。また、甲が来年度に実施を予定している信玄公生誕500年記念イベント（本イベント）へ繋がるような取り組みを取り入れるものとする。
- ・全県をあげて信玄公生誕500年を盛り上げていけるよう、信玄公との関わりの濃淡にかかわらず、27市町村が参画できる機会を取り入れるものとする。
- ・信玄公にゆかりのある武田神社などの関連史跡や周辺施設、中心商店街等への周遊が図られるような企画を取り入れるなど、地域の活性化に資するものであること。
- ・「信玄公生誕500年記念映像コンテンツ」を効果的に発信するPR手法を取り入れるものとする。
- ・乙は、信玄公生誕500年記念事業として甲が制作する信玄公生誕500年ガイドブックやのぼり旗、ポスター、ロゴマークを効果的に活用するものとする。
- ・そのほか、乙は、効果的な発信が図られるもので、信玄公生誕500年の年のキックオフにふさわしい企画を提案できるものとする。

(Bパターン)

- ・企画内容については、新型コロナの感染拡大防止に最大限配慮しながら、Aパターンの企画内容で示した全部もしくはその一部をオンライン等で行うなど、代替策の企画立案を行うものとする。

○イベント開催時期（日程）

- ・イベントの開催時期（日程）については、信玄公生誕500年の始まりを盛り上げられるよう、2021年（令和3年）1月から2月までの土日祝日のうち、効果的な発信が図られる1日程度とする。

○イベントの開催場所

- ・開催場所について、Aパターンは、武田信玄公の生誕の地である甲府市の中心部（屋内もしくは屋外、またはその両方）とし、企画内容に合わせ、乙が提案するものとする。Bパターンについても同様とするが、新型コロナの感染状況を踏まえ、オンラインや規模変更等の提案ができるものとする。
- ・乙は、開催場所の仮予約、本予約等の調整（費用支払含む）を行うものとする。
- ・開催にあたっては、山梨県の新型コロナ感染防止施策に基づき、開催場所で示している定員等の条件を遵守するものとする。

(2) キックオフイベント実施計画（スケジュール等）の策定

- ・乙は、(1) にて企画したイベント（A、B両方のパターン）について、スケジュール実施計画を策定するものとする。

(3) キックオフイベントの広報

- ・乙は、キックオフイベントを県内外そして幅広い世代に広く周知することのできるよう、新聞等の効果的な広報媒体を活用した情報発信を行うものとする。

(4) キックオフイベントの開催準備及び運営（設営・撤去等含む）

- ・乙は、キックオフイベントの準備及び当日の運営（設営・撤去等含む）の全般を行うものとする。
- ・乙は、キックオフイベントの運営に際し、必要な記録（写真撮影、録画、録音等）を行うものとする。

(5) 実績報告書の提出（来年度事業の提言等含む）

- ・乙は、業務が完了したとき（中止したときを含む。）は、契約書に基づき、委託業務の成果を記載した実績報告書を作成し速やかに甲へ提出するものとする。実績報告書には、業務に付随して収集した記録を添付（CD-R等の記録媒体）するものとする。
- ・キックオフイベントを信玄公生誕500年のスタートとして、来年度に甲が実施する記念イベント等まで、一連の大きな流れとして効果を継続して「信玄公生誕500年」をフックとしたPRを図っていくため、キックオフイベントの実施実績を踏まえ、乙は、記念イベント等の効果的な情報発信や運用等に際し必要な助言、提言等を実績報告書に記載するものとする。

6 その他

- ・乙は、業務の実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため、甲と密接な関係を保ち作業を推進すること。また、作業の内容について疑義が生じた場合は、甲はその都度、状況の報告を求めることができるものとする。
- ・乙は、キックオフイベント業務中の事故等不慮の事態に備え出演者、出展者、運営スタッフ等の関係者に対し、傷害保険や生産物賠償責任保険等の必要な保険に、必要に応じて加入するものとする。
- ・キックオフイベントに使用する映像・音楽等がある場合には、その著作権・肖像権の許可など、権利関係の処理は、甲が提供したものを除き、乙が行うものとする。これらに関する紛争が生じた場合は、甲に協議の上、乙は責任をもって対応すること。
- ・その他、乙が甲に納入した成果品が第三者の著作権を侵害する場合においても、

当該成果品に係る著作権について当該第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを委託者に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

- 業務に係る成果品の著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。）は甲に帰属するものとする。
- 業務内で作成した各種コンテンツがある場合は、甲の特設サイト、印刷物での二次使用、会議資料等への掲載等を行う場合がある。甲が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、乙は制作に当たって必要な許諾を得るものとする。
- 乙は、契約書及び委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項について、その都度、甲と協議のうえ処理するものとする。